

明日香村景観計画 第3部

奥山大字 景観計画

平成25年3月
明日香村 奥山大字



目 次

1 奥山大字景観計画の基本的事項	1
(1) 背景	1
(2) 目的	1
(3) 計画年次と進行管理.....	1
(4) 計画の区域	2
(5) 計画の位置づけと構成.....	2
2 大字景観づくりの目標と基本方針	3
(1) 大字景観づくりの目標.....	3
(2) 大字景観づくりの基本方針.....	4
3 大字の景観資産	5
4 大字景観の将来構想	7
5 大字景観づくりのマナー	10
(1) 基本的な考え方.....	10
(2) 建築物・工作物等のマナー.....	11
(3) 大字活動等のマナー.....	14
6 景観づくり協議会の取り組み	15

1 奥山大字景観計画の基本的事項

(1) 背景

明日香村は、わが国の律令国家が形成された時代における政治及び文化の中心的な地域であり、往時の歴史的、文化的資産が村の全域にわたって数多く存在し周囲の環境と一体となって、他に類を見ない貴重な歴史的風土を形成しています。そのため、明日香村は全村が「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」（以下「古都保存法」と称す）および「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法」（以下、「明日香法」と称す）に基づく歴史的風土特別保存地区及び都市計画法・奈良県風致地区条例に基づく風致地区に指定され、歴史的風土の保存が図られてきました。

しかし、これまでの法制度では十分な対応ができなかった小規模な屋外広告物や小規模な工作物などが景観を阻害している事例、もう少し工夫をすればより良い景観が形成できるような事例も散見されます。また、これまでの法制度は、集落ごとの特徴に応じた景観の形成には十分な制度ではありませんでした。さらに、明日香村ならびに奥山大字における住民の減少や少子高齢化により農地や山林、伝統行事などの良好な環境の維持・継承が危ぶまれています。

このようななか、明日香村では、都市計画法第34条第11号に基づく市街化調整区域の開発の緩和区域を奥山大字の区域に設定し、明日香村の人口及び大字人口の増加を目指しています。このことは、言い換えると、これまでの旧来型コミュニティの中に、外部から新たな住民を呼び込むことであり、新旧住民が協働で奥山大字の景観づくりを進めていくための仕組みづくりが求められています。

(2) 目的

このような状況を受け、明日香村では景観法・明日香村景観条例に基づき「明日香村景観計画」を策定し、明日香村全域の良好な景観の形成ならびに歴史的風土の保存を図っています。そして、「明日香村景観計画」のなかでは、大字単位で「大字景観計画」を策定することにより、大字ごとの特徴に応じた景観形成を進めていくことを示しています。なかでも、奥山大字は、甘樫丘や雷丘からの眺望景観の重要な構成要素であり、飛鳥京跡と一体となり悠然とし存在するとともに、都市計画法第34条第11号区域を有するため、特に今後の大字景観づくりに向けた目標像を明確にすることが求められています。

そこで、奥山大字では、現況の土地利用と住民の生活環境の実態を踏まえ、住民が希求する大字景観のあるべき方向と方策を示す「奥山大字景観計画」を策定することにより、住民、行政、事業者、新たに奥山大字に移り住まれる方々が協働で、奥山大字の特徴に応じた大字景観づくりを進めていくこととします。

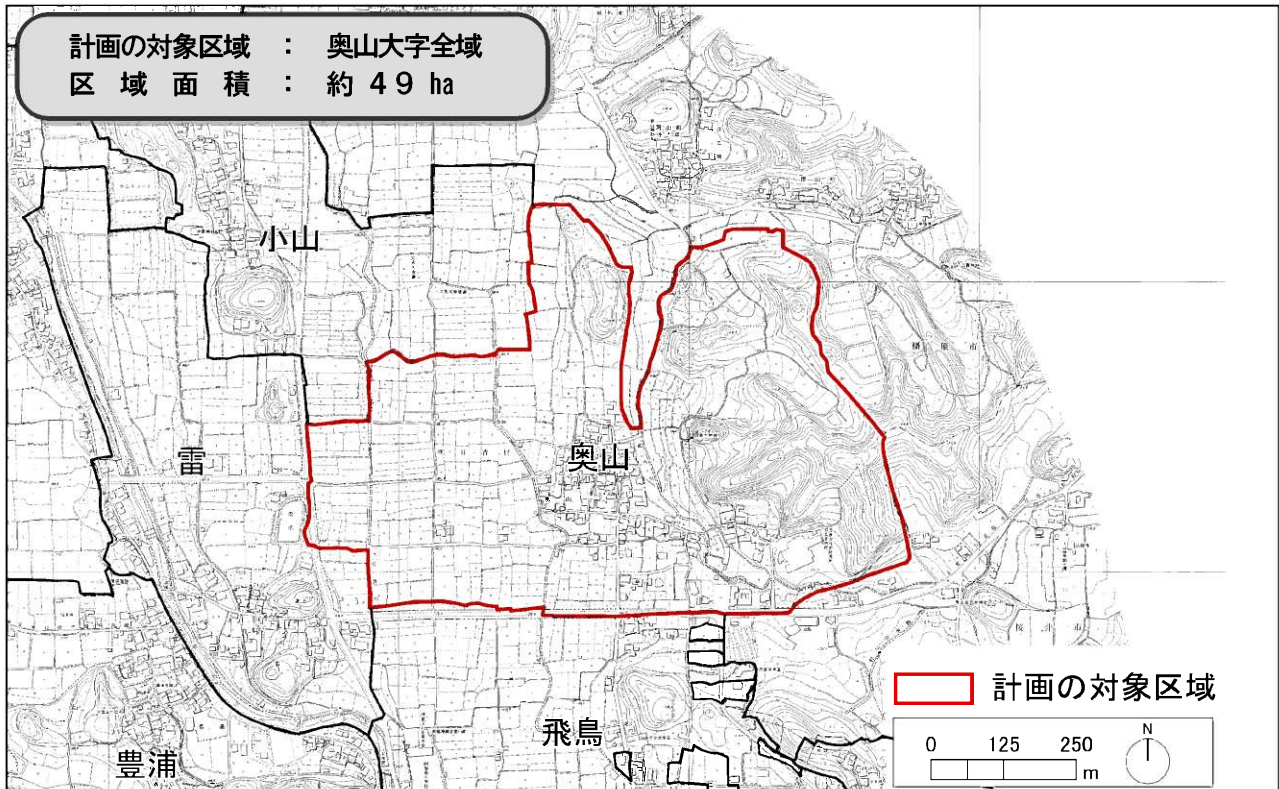
(3) 計画年次と進行管理

本計画は、概ね10年後の奥山大字の姿を目標とし、社会情勢の変化や景観まちづくりの進捗状況を踏まえ、定期的に内容を検討し、住民の合意のもとに、必要に応じて見直し・更新を行います。（計画年次：平成25年4月～平成35年3月末）

(4) 計画の区域

本計画の対象区域は、奥山大字全域とします。

■ 奥山大字景観計画の対象区域



(5) 計画の位置づけと構成

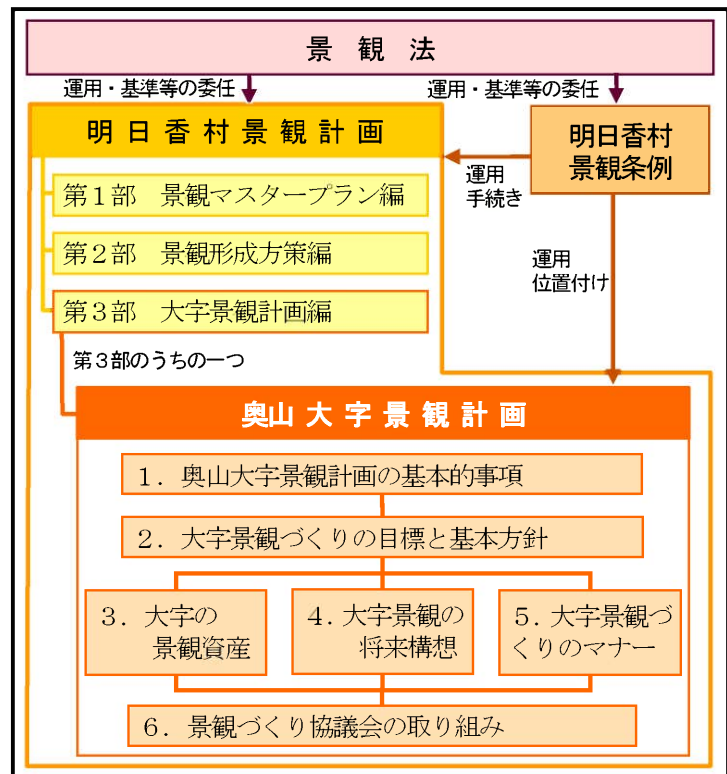
明日香村では、これまでも古都保存法・明日香法、奈良県風致地区条例に基づき、建築物の建築や工作物の建設、土地の造成などが制限され、明日香村の歴史的風土の保存に一定の効果をあげてきました。

そこで、これらの法制度は踏襲した上で、それらの対象とならない部分を誘導してこうというものが村全域の明日香村景観計画として位置づけられています。

奥山大字景観計画は、明日香村景観条例に規定される大字景観計画として、明日香村景観計画第3部に位置づけられる計画であり、地域の実情に応じたよりきめ細かな景観づくりを推進していくための計画です。

奥山大字景観計画では、大字景観づくりの目標と基本方針のもとに、将来世代に引き継いでいく大字の景観資産、景観づくりの将来構想、建築物等や活動に関する大字景観づくりのマナーを設定し、それらを実現化していくための景観づくり協議会の取り組みの方向性を示しています。

■ 計画の位置付けと構成



2 大字景観づくりの目標と基本方針

(1) 大字景観づくりの目標

奥山大字では、かつてより、西日や西風による雨の降込みを避けるために、西側に妻を配して開口部を設けず、その代わりに南側を明るくするという考え方のもとに、東西方向に妻を配した母屋の建ち並びが形成されてきました。また、このことに加え、重厚な切妻屋根の連なりや主屋・離れ・蔵などの建物の連なり、ヤマムラノラの明確な土地利用といった先人達が創り上げてきた大字の空間構造により、美しい眺望景観が創り出されています。さらには、歴史を感じさせる基礎の石積みや伝統的な意匠の残る建物、黒・白漆喰と腰板張の建物による統一感、美しく手入れされた生垣や堀越しに見える庭木、久米寺の整備された空間や地蔵などのような細部にわたるきめ細かな町並み景観が継承されてきています。



漆喰と板張の町並み

このように、眺望景観と町並み景観の双方が良好に保全・継承されてきているからこそ、大字住民が生き生きとした豊かな生活を送ることができ、明日香村の歴史的風土を感じられる代表的な集落のひとつとして、多くの村民や観光客等にも注目されています。

一方で、空間的にみると里山の荒廃・竹林の増加やスレート瓦やトタン構造による建築物、ビニール製のカーポート、看板や自動販売機、エアコン等の室外機、駐車場等に用途変更された農地などにより、良好な景観が変容しつつあります。また、奥山大字は明日香村北東端に位置し、鉄道駅から遠いことも関係し、人口減少や高齢化が著しく、良好な景観を維持していくための里山の管理や農業の担い手、祭りや年中行事の担い手の不足



皇太神社南側の竹林化

も喫緊の課題となってきています。そして、このような現状に歯止めをかけるために設定された、都市計画法第34条第11号に基づく市街化調整区域における開発の緩和区域では、既存集落と調和した開発行為及び建築行為の誘導とともに、新旧住民が協働で景観づくりを進めていくことが重要な課題となっています。

奥山大字の美しい屋根並みは、「歴史や文化を尊重した集落空間」、「広がりのある眺めをつくりだす農地や集落の背後に広がる山林などの良好な土地利用」、「新規住民との良好な関係の形成などによる人々が助け合い、生き生きと暮らせる環境」などの総体として形成されるものであり、これまでの奥山大字の住民の絶え間ない努力により形成され、育まれてきた景観として、奥山大字の景観の象徴ともなっています。

そこで、奥山大字の景観づくりの目標を「屋根並みの美しい集落づくり」と設定し、大字住民と新規住民、行政や事業者等が連携して取り組みを進めていくこととします。

奥山大字の景観づくりの目標

屋根並みの美しい集落づくり

(2) 大字景観づくりの基本方針

奥山大字の景観づくりの目標に基づき、以下の基本方針を設定します。

奥山大字の景観づくりの基本方針

基本方針 1 古からの歴史と文化を尊重する

奥山大字の区域は、飛鳥時代の最重要寺院のひとつである奥山久米寺の寺域と大きく重なるとともに、古代の官道である中ツ道と山田道の交差する歴史的に重要な場所にもあたります。

そして、寺域として築かれた微地形や空間構成を活かしながら道筋や家々が建てられ、現在の集落が形成され豊かな住民生活や文化を育んできました。

現在の奥山大字の景観は、歴史的に重要な地域であることを尊重し、また、古から積み重ねられてきた歴史・文化を基盤として形成されています。そして、集落空間づくりの作法や年中行事や祭りには、先人達の知恵が数多く含まれています。

奥山久米寺などのような歴史的な資産に加え、奥山大字に受け継がれてきている建築物の建て方や形態・意匠、敷き際のしつらえなどの集落空間づくりの作法、古くから行なわれている年中行事や祭りなどの民俗文化を維持・継承していきます。奥山大字のアイデンティティとなる良好な生活環境を将来世代に受け継いでいきます。

基本方針 2 農とみどりを守り育てる

奥山大字の生活環境は、集落居住地と農地、山林とが一体となってこそ成り立つものであり、農地および山林は、地域の生態系を支え、生活環境を支える生命の源泉となっています。住民誰もが昔から最も身近な自然環境として親しみ、自然に触れ合い、学ぶことのできる場となりました。また、奥山大字の西部や北部に広がる農地は、集落への美しい眺望景観を創り出し、来訪者に明日香の歴史的風土ならびに日本の原風景を感じさせる重要な要素でもあり、集落の財産であるといえます。

奥山大字の景観を特徴付けている集落周辺の水田や畑、樹園地の広がりや背景となる山林を保全するため、農業振興を図るとともに、山林の適切な管理を推進します。

基本方針 3 人々が助け合い、生き活きと暮らす

これまでは、住民の入れ替わりも少なく、大字コミュニティに大きな問題が生じることはありませんでした。しかし、市街化調整区域における開発の緩和が適用されることにより、村外からの多くの新規住民が転入し、大字の構成員となります。

奥山大字の住民として生活していくにあたって、最低限守ってもらべきルールやマナーを定めることにより、これまでの大字コミュニティの継承を図るとともに大字コミュニティに入り易い体制づくりを進め、新旧住民が協働で大字景観づくりに取り組んでいきます。また、住民一人一人が、大字景観づくりの役割をもち、生きがいをもつことにより、生き活きとした生活景を創り出していきます。

3 大字の景観資産



以下に掲げる遺跡・遺構、建造物・町並み、生活文化、自然環境などを「奥山大字の景観資産」と位置付けます。

「奥山大字の景観資産」については、今後、奥山大字景観づくり協議会を中心にその保全・活用の方策を検討していきます。また、建造物や樹木、公共施設については、必要に応じて、明日香村景観条例に基づく「景観重要建造物」「景観重要樹木」「景観重要公共施設」への位置付けや文化財の指定・登録などを村に申請・要望していくこととします。

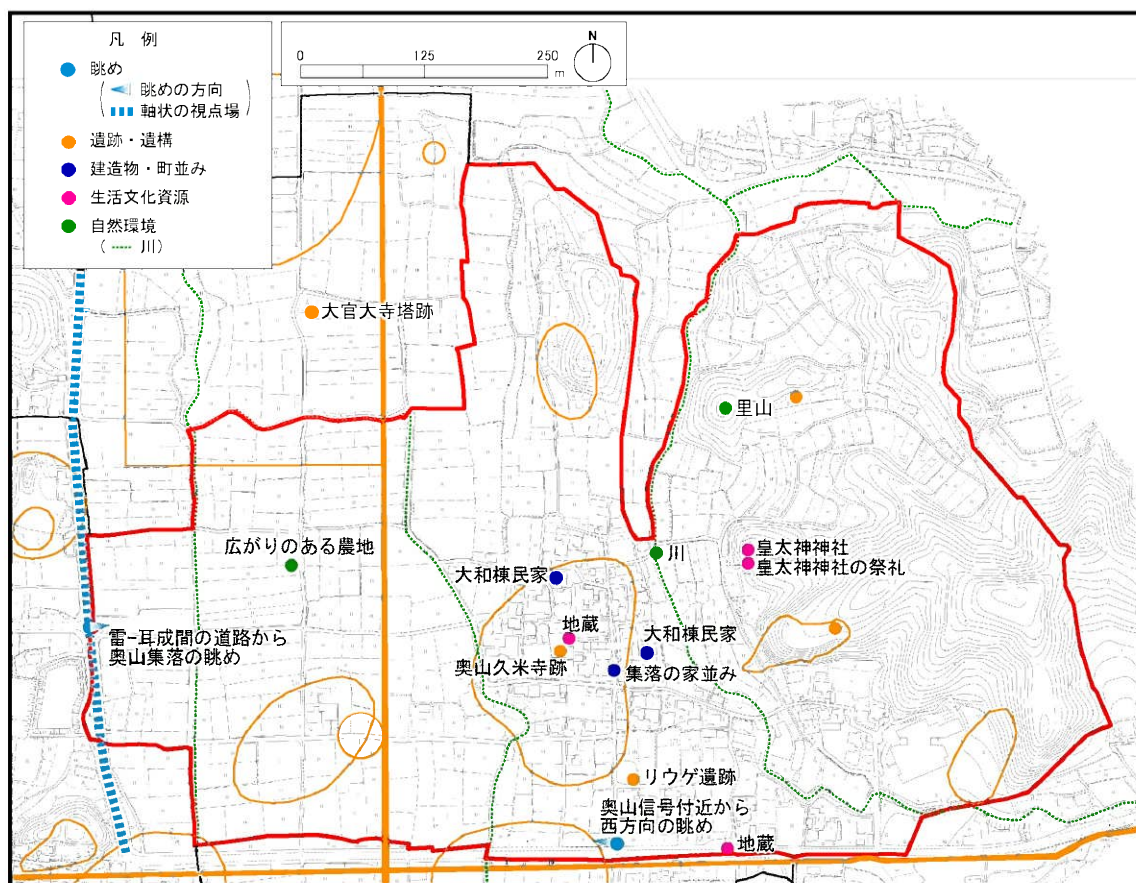
■ 奥山大字の景観資産一覧（その1）

分類	名称	概要	
眺め	雷一耳成間の道路から奥山集落の眺め（春～夏）	集落の周囲に広がる農地は、奥山集落の美しい屋根並み等の眺望に加え、集落から周囲の山並や丘陵等への眺望を創り出し、ゆとりと潤いのある豊かな自然や四季の移ろいを感じることができる。	
	奥山信号付近から西方向の眺め	夕暮れ時の夕焼けが美しい。	
遺跡・遺構	奥山久米寺跡	7世紀前半に建立された寺院跡。飛鳥期の古瓦が多く出土している。現久米寺の本堂の南に塔基壇である土壇があり、中央には鎌倉時代の十三重石塔があり礎石が残る。現在、浄土宗奥山久米寺があるが、古代時院殿つながりは確証がなく、近年では遺跡名を奥山廃寺とする場合も多い。	
	リウゲ遺跡	奥山久米寺跡の南東方向に位置する。土師器・須恵器・瓦器・和同開珎・瓦などが出土し、東西2間、南北6間の南北棟建物（7世紀後半の建物か）が検出されている。建物の形態から、貴族の邸宅跡もしくは皇子宮跡が推定されており、正殿に対する脇殿風の建物が推定されている。	
生活文化	皇太神神社	天照大神を祭神とする。かつて奥山の地は隣の山田（桜井市）に属しており、ある時代に山田の鎮守東大谷日女神社の御分霊をここに分祀して祀り、皇太神神社と称した。社名を失い山田八幡と称せられた頃もあった。	 
	皇太神神社の祭礼	頭屋に当たった家では、祭礼当日までに、家の門口に注連縄を張り、お仮屋（ご神体である真剣二本が納められた木箱）を祀り、神饌が供えられる。祭礼当日の10月第2日曜日には、ゴヘイギリの後、神主は祝詞を奏上する。頭屋での式典後、村社・皇太神神社へ渡御して祭礼が営まれる。この日に秋祭りがおこなわれ、秋祭りが終わった日に、頭屋渡しがある。大字の伝統行事として、現在も子供からお年寄りまでの殆どの住民が参加している。そのため、大字住民のコミュニケーションの場となるとともに、大字全体が盛り上がり、大字住民が活き活きとする場となっている。	

■ 奥山大字の景観資産一覧（その2）

分類	名称	概要
生活文化	地蔵	<p>毎年7月23日の晩から24日にかけて地蔵盆が行われている。また、日頃から花が供えられるなど、大字住民に大切にされている。</p> 
	とんど	とんどは毎年成人の祝日に行う。
自然環境	広がりのある農地	<p>古くから、農業生産が大字の産業の中心であり、米・麦・綿などがつくられてきた。明治期の初めには西瓜・胡瓜・蜜柑・里芋・薩摩芋・豆腐・味噌なども作られていたが、大半が自家消費用であった。明治17年の資料では、甘薯・葉烟草・菜種・蚕豆なども作られていたという。</p> <p>現在は、集落の西側に広大な水田が広がり、東部の丘陵の山裾及び谷間では、野菜類を栽培する畑とミカン等の果樹地がみられる。かつては、東部の丘陵の山裾を中心に、ミカン等の果樹栽培が盛んに行われていたが、その多くが放棄され、竹林と化してきており、現在はわずかに残るのみとなっている。</p> <p>緑や黄色など四季折々の彩をみせ、周囲の山や川と一体となった長閑な景色は、人々を癒すとともに、身近な自然環境に親しめる場として、子ども達の教育にも役立っている。</p> 
	川・水路	<p>身近な自然環境に親しめる場として、子ども達の教育にも役立っている。</p> 

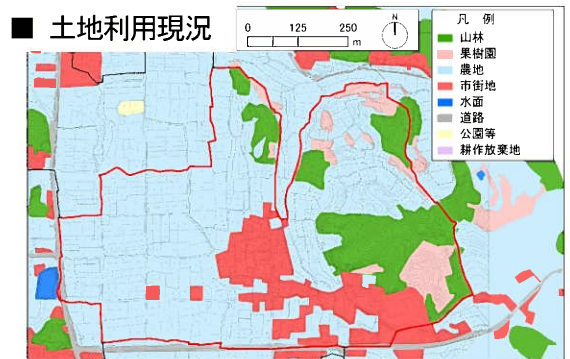
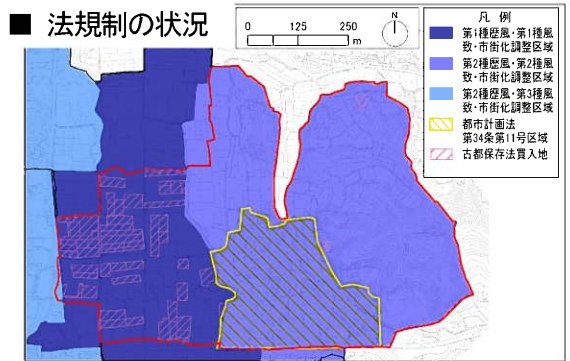
■ 奥山大字の景観資産の分布



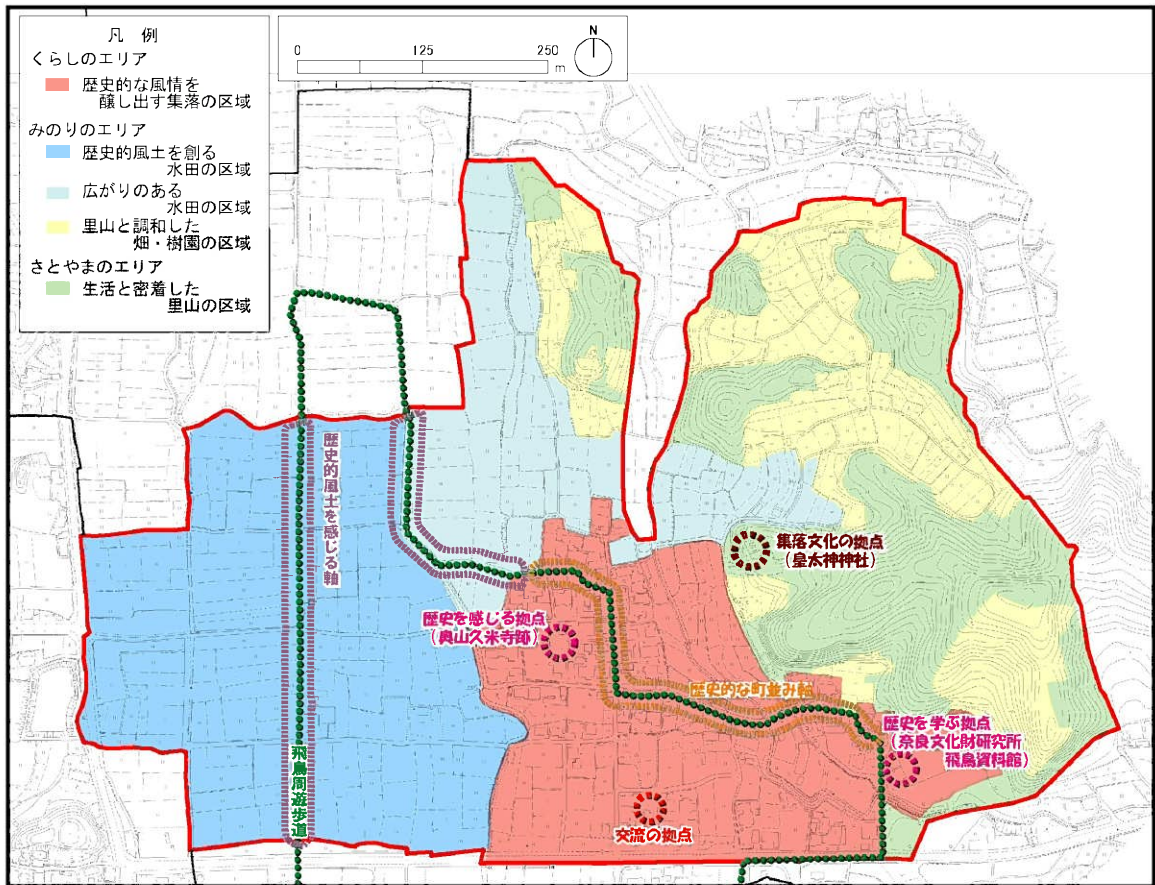
4 大字景観の将来構想

奥山大字の土地利用は、「平坦地の塊村状の市街地（集落居住地）」「西部から北部の平坦な農地（水田が主）」「甘樫丘や雷丘、県道からの眺めの背景となる東部の山林・果樹園」「北部から北東部に点在する小丘の山林と麓の農地（畑地・果樹園が主）」に大分できます。このように、奥山大字では、市街地（集落居住地）を境に東西で地形的特徴ならびに土地利用が大きく異なり、ヤマムラーノラの境界が明確で、整然とした土地利用が形成されている点に特徴があります。そして、このような土地利用がベースとなっているからこそ、現在の奥山大字の美しい景観が形成されているといえます。

そこで、ここでは、大字景観の将来構想として、現況土地利用と法規制との整合・調整を図った上で、「大字景観づくりのための区域区分」及び「大字景観づくりの拠点となる区域・軸（今後10年程度の間に重点的に景観づくりを進める場所）」を設定して景観形成方針を掲げることにより、区域や軸ごとの特徴に応じた景観づくりを効率的かつ効果的に進めていきます。



■ 奥山大字の大字景観づくりの将来構想図



■ 景観区域ごとの景観形成方針

エリア・区域	対象区域	景観形成方針	
<p>くらしのエリア</p> <p>歴史的な風情を醸し出す 集落の区域</p> 	<p>現況土地利用が市街地（集落居住地）の区域 および 都市計画法第 34 条第 11 号の区域</p>	<p>昔ながらの建築物や工作物など、奥山集落の歴史・文化を色濃く残す区域、および新たな住宅の建設等を進め、農地や里山と集落（居住区域）との際（きわ）を形成する区域です。</p> <p>奥山集落の歴史・文化を尊重し、建築形態や意匠等に十分に配慮した町並み形成を図り、良好な生活環境としての美しい景観づくりを進めます。</p> <p>また、都市計画法第 34 条第 11 号の区域においては、現在の奥山集落の景観と調和させ、甘樫丘や雷丘、県道などからの眺望景観ならびに、周囲の農地や里山等との調和に配慮した景観づくりを進めます。</p>	
みのりのエリア	<p>歴史的風土を 創る水田の区域</p> 	<p>現況土地利用が水田を主とし、第 1 種歴史的風土保存地区に指定されている区域</p>	<p>主要な生業の場として生活を支えるとともに、明日香村の歴史的風土の核となり、奥山集落への美しい眺めを創出・演出している区域です。</p> <p>将来に渡って農業の振興を図り、宅地等への転用を行わない優良農地として保全し、広がりのある田園景観づくりを進めます。</p>
	<p>広がりのある水田の区域</p> 	<p>現況土地利用が水田を主とし、第 2 種歴史的風土保存地区に指定されている区域</p>	<p>主要な生業の場として生活を支えるとともに、小さくまとまりのある特徴的な集落景観を創り出している区域です。</p> <p>将来に渡って農業の振興を図り、開発行為等は原則行わず、「くらしのエリア」と換地を検討するなど、優良農地として保全し、広がりのある田園景観づくりを進めます。</p>
	<p>里山と調和した 畑・樹園の区域</p> 	<p>現況土地利用が畑・樹園を主とする区域</p>	<p>主要な生業の場として生活を支えるとともに、奥山大字の景観をより深みのあるものとしている区域です。</p> <p>将来に渡って農業の振興を図り、開発行為等は原則行わず、「くらしのエリア」と換地を検討するなど、優良農地として保全し、畑・樹園と周囲の山林とが調和した豊かな自然景観づくりを進めます。</p>
さとやまのエリア	<p>生活と密着した 里山の区域</p> 	<p>現況土地利用が山林を主とする区域</p>	<p>奥山大字の遠景の背後林として重要な役割を果たしている区域です。</p> <p>行政やNPO等と協働して、適切な管理を行なうことにより、里山としての緑の山姿・山容の保全・維持、ならびに荒廃が進む里山の再生に努め、集落の背景としての美しい里山景観づくりを進めます。</p>

■ 拠点となる区域・軸ごとの景観形成方針

種別	名称	対象区域	景観形成方針
拠点	歴史を感じる拠点	奥山久米寺跡付近	多くの観光客が訪れる明日香村の重要な遺跡として、また、日常的にも大字住民が訪れ、団欒ができるような身近な歴史文化遺産として、周辺区域も含めた質の高い景観づくりを進めます。 奥山久米寺跡の歴史的な重要性を多くの人々が理解できるような景観整備を行うとともに、大字の資産として住民が協同で維持・管理を進めていきます。
	歴史を学ぶ拠点	奈良文化財研究所 飛鳥資料館付近	奥山大字の文化祭や伝統行事、また大字が持つ歴史文化資源の活用を、飛鳥資料館で開催される展示やイベントと連動した行事開催や活用方法を検討し、大字の魅力発信を進めていきます。
	集落文化の拠点	皇太神神社付近	皇太神神社の秋祭りは、子供からお年寄りまで、多くの大字住民が参加し、世代間の交流や住民相互のコミュニケーションの場ともなっています。そのため、皇太神神社は奥山大字の住民相互の心のつながりの象徴ともいえます。 祭礼や行事、日常的な管理など、現在まで受け継がれてきた大字住民と神社との良好な関係を継承し、集落の歴史、文化、自然を感じられる場としての景観づくりを進めます。
	交流の拠点	奥山集会所付近	大字の活動の中心となる場所であり、大字住民が交流する拠点として、農産物の直売やイベントの開催などを通じた、観光客との交流の拠点として積極的に活用していきます。 そのため、利便性と景観の質の向上、安全・安心等を兼ね備えた空間として整備し、維持・管理をしていきます。
軸	歴史的風土を感じる軸	飛鳥周遊歩道 (水田の区域)	地下に眠る遺構とその上で長年営まれてきた生業、そして、広がりのある農地がつくりだすゆとりと潤いのある眺めのなかに映る屋並みの揃った集落のまとまりなど、歴史的風土を感じられる良好な眺めを楽しめる道筋としての整備を進めます。
	歴史的町並みを感じる軸	飛鳥周遊歩道 (既存集落の区域)	荒廃化している建物や屋外広告物などの景観阻害要素の除去や沿道の建築物や塀等の修景ならびに庭木や生垣等の適切な保全・管理を行うことにより、漆喰と板張り、緑豊かな庭木等から構成される歴史的な町並みを保全します。

5 大字景観づくりのマナー

(1) 基本的な考え方

奥山大字景観づくりのマナーとは、より良い奥山大字の景観づくりを進めていくため、奥山大字にお住まいの皆さま自らが、奥山大字の景観づくりに関わる全ての方々を対象に定める作法や取り決め（マナー）です。

明日香村では、これまでも、古都保存法や奈良県風致地区条例などにより、一定の行為の制限が設けられてきました。それらを踏襲した上で、より奥山大字らしい景観づくりを進めていくために必要な事項を「奥山大字景観づくりのマナー」として定めていくこととします。

奥山大字では、都市計画法第34条11号の区域が設定されているため、新たに建築される建築物や工作物等のマナーを中心に大字景観づくりのマナーを設定し、きめ細かな景観づくりを進めます。

■ 大字景観づくりのマナーの種類

① 「ガイドライン」と「ルール」

「ガイドライン」と「ルール」の2種類のマナーを設定します。

ガイドライン

：守るよう努力すべき事項（努力事項）

ル　ー　ル

：最低限守る必要のある事項（必須事項）

② 「建築物・工作物等のマナー」「事業者等が実施する複数区画の開発行為のマナー」「大字活動等のマナー」

「建築物・工作物等のマナー」「事業者等が実施する複数区画の開発行為のマナー」「大字活動等のマナー」の3種類のマナーを設定します。

建築物・工作物等のマナー

：奥山大字の区域において、建築物の建築や工作物の建設等を行う場合に配慮すべき事項を定めます。明日香村景観条例に基づく届出があった場合、明日香村では、届出された方に対し、奥山大字景観計画に規定する建築物・工作物等のマナーへの適合への協力を依頼します。そのうち、特に、ルールとして定められた事項については、適合するよう求め、従わない場合は、奥山大字景観づくり協議会と連携した運用を図り、さらに勧告又は変更命令を行うことにより担保していきます。

事業者等が実施する複数区画の開発行為のマナー

：奥山大字の区域において、事業者等が複数区画の開発行為を行う場合に配慮すべき事項を定めます。

大字活動等のマナー

：祭礼や行事など、大字としての各種取り組みについて規定するマナーです。外部地域から奥山大字に入村される方に守っていただくべき事項などを規定しておくことにより、スムーズに入村でき、良好なコミュニティを形成していくことが期待できます。

(2) 建築物・工作物等のマナー

古都保存法、奈良県風致地区条例及び風致地区審査指針を踏襲した上で、以下のような奥山大字の建築物・工作物の特徴に応じて建築物・工作物の形態・意匠に関するガイドライン及びルールを設定します。

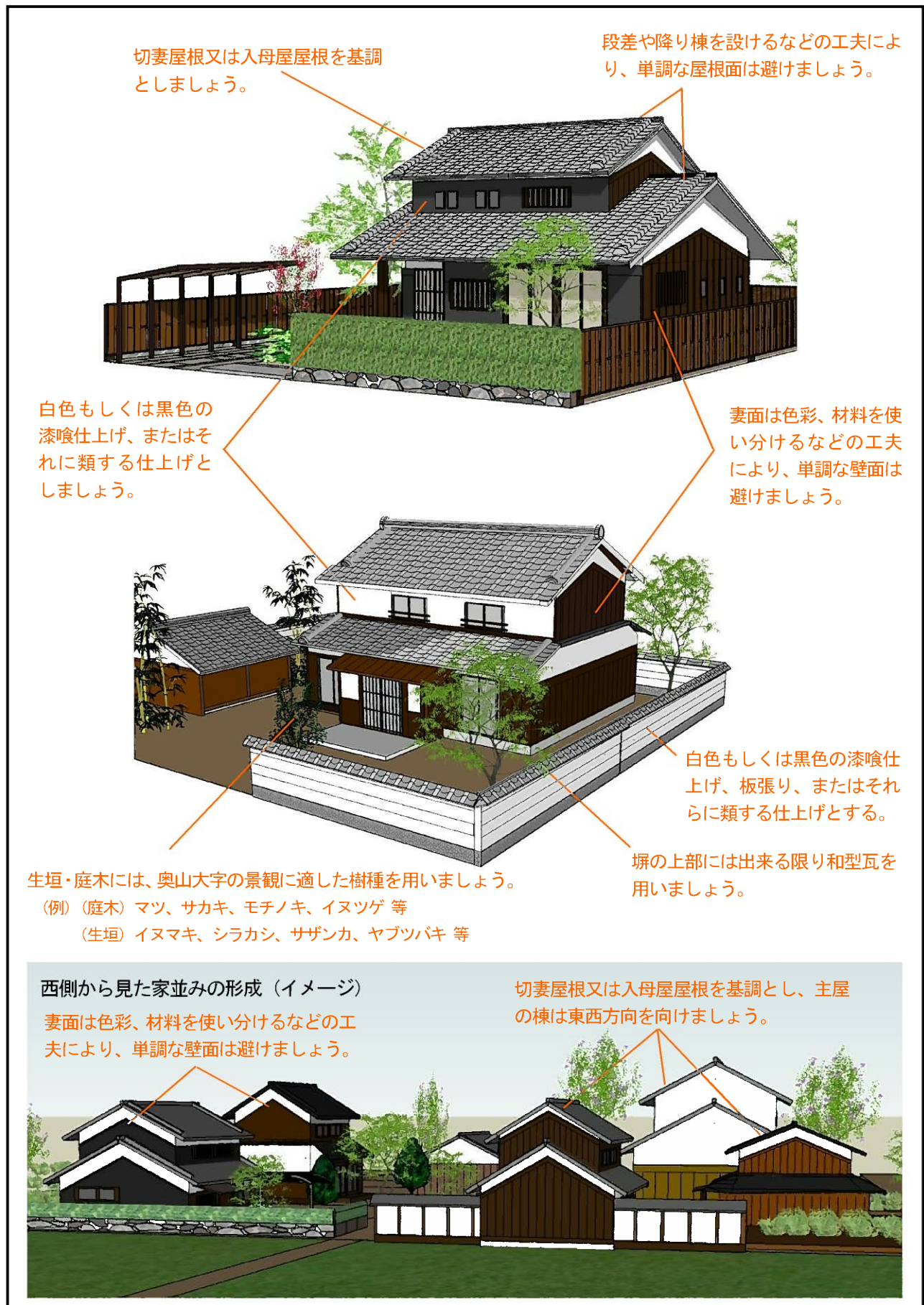
＜奥山大字の建築物等の特徴＞

- ・中遠景から眺望すると、集落の大半の主屋の棟が東西方向に揃い、整然とした屋根並みが美しい。
- ・西側に開口部が少ないため、雑然とした感じはなく、遠景では、外壁の材料や色彩の使い分けによるアクセントが美しい。
- ・建築物の外壁は、腰板や貫などによる木の温もりが感じられる。
- ・段状に設けられた屋根、玄関部の突出、複数の付属屋の設置などにより、リズム感と重厚感のある屋根並みが美しい。
- ・豊かな表情を見せる塀や伝統的な情緒を感じられる門、よく手入れされた緑豊かな生垣、見越しの松などの特徴的な樹木などの外構が特徴的で趣がある。

■ 建築物・工作物等のマナー

項目		マナー	都市計画法 第34条第11号 により建築 される住宅	新規商工業系 の建築物 (住宅以外)	左記以外の建 築物	
建築物	配置・規模等	・遠方からの眺めに配慮した配置とする。甘樫丘・雷丘・村道耳成線等の西側からの眺望景観として既存集落との連続性を保全する。	ルール	ルール	ルール	
		・既存建築物が以下のマナーに適合している住宅については、その仕様を維持・継承するように努める。	—	—	ルール	
	形態 意匠	屋根	・段差や付属屋との連棟、降り棟の設置などの工夫により、単調な屋根面は避ける。	ガイドライン	ルール	ガイドライン
			・屋根の形状は切妻又は入母屋とする。	ルール	ルール	ガイドライン
			・主屋の棟は東西方向に向ける。	ルール	ルール	ガイドライン
	外壁	・白色もしくは黒色の漆喰仕上げまたはそれに類する仕上げとする。	ルール	ルール	ガイドライン	
		・腰下は板張りもしくは板張りに類する仕上げとする。(切妻又は入母屋の屋根形状の場合は、西側から妻面のみも可とする。)	ルール	ルール	ガイドライン	
建築 設備	室外 機等	・木製格子等により目隠しをするよう努める。	ガイドライン	ルール	ガイドライン	
工作物	形態 意匠	塀	・白色もしくは黒色の漆喰仕上げ、板張り、またはそれらに類する仕上げとする。	ガイドライン	ルール	ガイドライン
			・塀の上部には和型瓦を用いるよう努める。	ガイドライン	ルール	ガイドライン
	擁壁	・昔ながらの石積みが残る敷地においては、石積みの保全に努める。	—	—	ガイドライン	
緑化	生垣	・周辺の植栽との連続性を保全するよう努める。	ガイドライン	ルール	ガイドライン	
	庭木	・奥山大字の景観に適した樹種を用いるよう努める。	ガイドライン	ルール	ガイドライン	

■ 奥山大字において推奨される建築物等の例



(3) 事業者が実施する複数区画の開発行為のマナー

奥山大字において事業者が実施する複数区画の開発行為（以下、「開発行為」という。）にあたっては、古都保存法、奈良県風致地区条例及び風致地区審査指針、都市計画法に基づく技術基準を遵守するとともに、本計画に基づく景観区域ごとの景観形成方針に即した適切な土地利用ならびに景観形成を図ることにより、既存の大字景観ならびに歴史的風土との調和に配慮した開発とすることを基本とします。

なお、都市計画法第34条第11号の適用により、大字内の空闲地において、新たに開発行為が可能となります。これらの区域では、これまでの古都保存法、奈良県風致地区条例及び風致地区審査指針、都市計画法に基づく技術基準では、奥山大字の良好な景観の維持・継承には十分に対応できないおそれがあります。そこで、既存の技術基準等を踏襲した上で、各々の区域において開発行為を行なう際のマナーを定めることにより、既存集落と調和した開発の誘導を図ります。

■ 事業者等が実施する複数区画の開発行為のマナー

以下に示す区域の特徴に応じた開発行為にあたっての基本的な考え方に即し、下表のマナーにより景観誘導を図ることとします。

<事業者等が実施する複数区画の開発行為にあたっての基本的な考え方>

- 既存集落の町並みとの連続性や一体性に配慮した景観づくりを行う。
- 西側からの集落への眺めに配慮した景観づくりを行う。
- 既存集落と皇太神神社との関係（動線や眺め、祭礼・行事など）や里山との関係など、集落内の歴史・文化・自然資源との関係に配慮した景観づくりを行う。

項目	マナー	歴史的な風情を醸し出す集落の区域
宅地割り 開発道路	・開発道路の敷設は、村及び奥山大字景観づくり協議会と十分な協議のもとに計画的に行うこと。	ルール
	・原則として、周辺区域の将来的な土地利用に支障をきたすことが想定される旗竿敷地は認めない。	ルール
	・東西に長い宅地割りを基調とし、母屋の入口は南北方向に設けるよう努める。	ガイドライン
	・東西方向の道路を前面道路とし、南北方向には路地を設けるよう努める。	ガイドライン
緑地 農地	・非接道の農地が生じないように、隣接農地等への引き込み道路を整備するなど、計画段階から十分に配慮する。	ルール
	・建築物の見え隠れを演出するなど、景観形成に有効に低・中・高木を配置するよう努める。	ガイドライン

（４）大字活動等のマナー

奥山大字で受け継がれてきた祭礼や行事などの伝統的活動や新たに実施している活動、大字の集まりなど、良好な地域コミュニティを形成し、維持すること、そして、人々の生活の香る豊かな大字景観づくりを進めていくことを目的として、以下の大字活動等のマナー（ガイドライン）を設定します。

■ 大字活動等のマナー（ガイドライン）

農地・里山の保全

集落景観の前景ならびに背景となる農地・里山を適切に保全するため、所有者自らが耕作や適切な管理に努めることを基本とします。特に農地については、現況の田は田として、畑は畑として耕作し、現行の農景観の保全に努めるとともに、荒廃のおそれのある農地・里山については、大字景観づくり協議会と明日香村が連携し、協働による取り組みを検討していきます。

清掃活動

奥山大字では、より良い生活環境ならびに美しい景観を維持・形成していくために、年間を通じて清掃活動を実施しています。

大字の実施する清掃活動に積極的に参加するとともに、日常生活においても身近な景観づくりに取り組んでいきましょう。

祭礼・行事

神社の祭礼は、奥山大字の伝統・文化を伝える住民の精神的な基盤となるものであるとともに、大字住民の親睦を深める場として、また、子供たちが伝統行事に参加し、その行事の意味を理解する場としても、重要な役割を果たしています。

受け継がれてきた神社の祭礼や各種行事を将来世代に受け継いでいきます。

生活

奥山大字では、年間を通じて定期的に大字集会を開催し、大字の運営に関する事項についての話し合いを行っています。

日常生活のなかでの問題点や景観上の課題などについて積極的に話し合い、より良い生活環境を維持・形成していくとともに、景観づくりや地域の活性化のための勉強会としても積極的に活用していきます。

（※）新規住民の方へ

新たに奥山大字の住民となる場合、自治会費等の負担金が発生します。

詳細については、事前に奥山大字総代までご確認・ご相談下さい。

6 景観づくり協議会の取り組み

奥山大字では、「奥山大字景観づくり協議会」を設立し、平成 25 年 3 月に明日香村景観条例に基づく「景観づくり協議会」として村長より認定されています。

奥山大字景観づくり協議会は、以下の 3 つの役割を担います。

■ 奥山大字景観づくり協議会の役割

① 景観づくりの取り組み主体としての役割

- ・奥山大字景観づくり協議会は、大切な景観資源を守り、育て、大字住民や子ども達、明日香村を訪れる方々が心地よい、喜べる、楽しめる大字づくりを目指して、明日香村や景観アドバイザー等と連携し、景観づくりの取り組みを実施していきます。
- ・取り組みの具体計画を定め、大字景観計画の内容を実現化していきます。

② 大字景観づくりのあり方の検討と村への提言の役割

- ・大字内における開発行為や建築行為、公共事業などについて、村から大字の意見を求められた場合に、大字住民の意見をとりまとめて村に提出します。
- ・大字住民の景観づくりに対する意見や要望などを集約し、村へ提言していきます。
- ・大字景観計画の改訂のための検討やまちづくりのあり方の検討を進め、大字景観計画の改訂や村への提言を行っていきます。

③ 良好な地域コミュニティづくりの役割

- ・新規住民に対して、奥山大字住民として生活していくための守るべきルールを説明するなど、良好な地域コミュニティづくりを進めます。

なお、奥山大字景観づくり協議会では、今後10年程度（平成25～34年）は、明日香村や奈良県との連携・調整のもと、以下の3つの取り組みを重点的に実施していきます。

取り組み1 景観阻害要因の改善

・買入地や遊休地の活用

明日香村との調整・協議・連携のもとに、買入れ地や遊休地の効果的な活用に向けた検討を行います。協議が整い次第、大字の景観資産として積極的に活用していきます。また、その他耕作放棄地や荒廃山林、買入地などで景観を阻害している土地については、その管理方針を検討し、その取り組みを実施していきます。

・景観を阻害している要素に対する措置

年に数回、景観パトロールを実施するなかで、景観を阻害している屋外広告物などの景観阻害要素について、明日香村と連携し、改善に向けた取り組み方針を検討します。また、必要に応じて、明日香村に対して必要な措置の要請や不法に掲出されている張り紙・看板類の撤去（明日香村屋外広告物条例の施行後を予定）等を実施していきます。

・清掃活動の実施継続

これまでも実施してきた大字内の清掃活動を継続して実施します。

取り組み2 大字の景観資産を活かしたまちづくりの検討・実践

・歴史的な町並みや歴史的な資産、拠点、特産品等を活かした活性化

「歴史的な町並みの軸」における歴史的な町並みや資産の保全を図るとともに、現在実施している「奥山大字文化祭」などの取り組みを継続していきます。また、奈良文化財研究所飛鳥資料館との連携を検討し、歴史をテーマとしたまちづくりの取り組みを進めていきます。また、大字で栽培している作物の特産品化の検討などを進め、「交流の拠点」を中心とした観光客や飛鳥ファン等との交流を通じ、地域の活性化を図っていきます。

・大字の景観資産の保全・活用

歴史的な建造物や樹木のうち、必要なものについては、景観重要建造物や景観重要樹木の指定を明日香村に提案していきます。

取り組み3 大字の生活・民俗文化の継承

・新規住民との連携による良好な生活環境の形成

新たに入村される人との良好な関係を築き、大字の祭礼や行事、集会等への積極的な参加を促すことにより、良好な生活環境を形成していきます。

・民俗文化の継承

これまで培われた生活・民俗文化の記録化を進め、次世代や新規住民に引き継いでいきます。

奥山大字景観づくり協議会 規約

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、奥山大字景観づくり協議会（以下「協議会」）と称し、事務所を「奥山大字集会所」内に置く。

(区 域)

第2条 協議会の活動区域は、奥山大字の区域とする。

第2章 目的および活動

(目 的)

第3条 この協議会は、住民等の主体的な参加と協力により、コミュニティの醸成を図りながら、地区内の良好な景観づくりを進め、潤いとゆとりのある生活環境の形成ならびに観光拠点のひとつとして明日香村の活性化に努めることを目的とする。

(活 動)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 大字の良好な景観づくり、生活環境づくりのための活動
- (2) 明日香村の歴史的風土の保存や景観づくり、村の活性化のための活動

第3章 会員

(種別及び入会)

第5条 協議会は、活動区域内に住所を所有する者を正会員として組織する。

2 活動区域内の土地もしくは建物等を所有する者又はその権利を所有する者（正会員を除く）は、会長が別に定める手続きにより、準会員として入会を申し込むことができる。

3 会長は前項の申し込みがあった場合は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 委員 10人以上15人以下
- (2) 監事 2人

2 委員のうち、1人を会長、1人を総務担当の副会長、1人を会計担当の副会長とする。

(選任等)

第7条 委員及び監事は、大字総会において承認する。

2 会長及び副会長は、役員会において互選する。

3 監事のうち、1人は委員を兼ねることはできない。

(職 務)

第8条 会長は、協議会を代表し、業務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長が予め指定した順序によって、その職務を代行する。

3 委員は、役員会を構成し、この規約の定め及び役員会の議決に基づき、業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 委員の業務執行の状況を監査すること。
- (2) 協議会の資産及び会計の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、協議会の業務又は会計に関し、不正の行為又は規約に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これを役員会に報告すること。
- (4) 前号の報告のため、必要がある場合は役員会を招集することを会長に請求することができる。
- (5) 委員の業務執行の状況又は協議会の収支の状況について、委員に意見を述べ、若しくは役員会の招集を会長に請求すること。

(任 期)

第9条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員によって就任した委員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第5章 役員会

(構 成)

第10条 役員会は、委員をもって構成する。

(権 能)

第11条 役員会は、この規約で定めるもののほか、次の事項について議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (2) 委員の職務
- (3) 事務局の組織及び運営
- (4) 会務の執行に関する事項

(開催)

第12条 役員会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 委員総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。
- (3) 第8条第4項第4号及び第5号の規定により、監事から召集の請求があったとき。

(召集)

第13条 役員会は、会長が召集する。

- 2 会長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に役員会を召集しなければならない。
- 3 役員会を召集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第14条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。やむなく会長が欠席した場合は、総務担当の副会長が代行する。

(議決)

第15条 役員会における議決事項は、第13条第3項の規定によって予め通知した事項とする。

- 2 役員会の議事は、委員現在数の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(表決権等)

第16条 各委員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため役員会に出席できない委員は、予め通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した委員は、役員会に出席したものとみなす。

(議事録)

第17条 役員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 委員現在数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(会員への報告)

第18条 役員会における議決は、大字総会において、正会員に報告しなければならない。また、準会員に対しては、書面をもって報告しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第19条 協議会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 助成金
- (2) 寄付金
- (3) その他の収入

(資産の管理)

第20条 協議会の資産は、会長が管理し、その方法は、役員会の議決を経て、会長が別に定める。

(事業計画及び予算)

第21条 協議会の事業計画及びそれに伴う収支予算ならびにその変更は、会長が作成し、役員会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第22条 協議会の事業報告書、収支決算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、会長が作成し、監事の監査を受けなければならない。

- 2 決算上余剰金を生じた時は、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第23条 この協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 計画の変更

(計画の変更)

第24条 この協議会が、大字景観計画を変更しようとするときは、大字総会に出席した正会員の2分の1以上の議決を経、かつ、明日香村景観委員会の意見を聴き、明日香村長の認定を得なければならない。

第8章 雑則

第25条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、役員会の議決を経て、会長がこれを定める。

付則

- 1 この規約は、この協議会の成立の日から施行する。
- 2 協議会の設立当初の事業年度は、設立の日から平成24年3月31日までとする。



明日香村景観計画 第3部

奥山大字景観計画 (案)

平成25年3月

発行：奥山大字景観づくり協議会、明日香村
